

# 兵庫県公報

令和2年2月28日 金曜日 第4号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 二級建築士及び木造建築士の免許並びに建築士事務所の登録に関する規則の一部を改正する規則（建築指導課）	1

## 公布された法令のあらまし

●二級建築士及び木造建築士の免許並びに建築士事務所の登録に関する規則の一部を改正する規則（規則第4号）  
建築士法の一部改正により、二級建築士及び木造建築士の免許の要件並びに二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格が見直されること等に伴い、これらの免許の申請手続及びこれらの試験の受験手続等について所要の整備を行うこととした。

## 規 則

二級建築士及び木造建築士の免許並びに建築士事務所の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月28日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第4号

#### 二級建築士及び木造建築士の免許並びに建築士事務所の登録に関する規則の一部を改正する規則

二級建築士及び木造建築士の免許並びに建築士事務所の登録に関する規則（昭和39年兵庫県規則第69号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第4条第2項又は第3項」を「第4条第3項又は第5項」に改め、「二級・木造建築士免許申請書」の右に「(次項において「免許申請書」という。)」を加え、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第9号とし、同条第3号中「第4条第3項」を「第4条第5項」に改め、同号を同条第8号とし、同条第2号中「写真」の右に「(無帽、正面、上半身、無背景、縦の長さ4.5センチメートル及び横の長さ3.5センチメートルのもので、その裏面にその者の氏名及び撮影年月日を記入したものに限る。以下同じ。)」を加え、同号を同条第7号とし、同条第1号の次に次の5号を加える。

- (2) 知事又は法第15条の6第1項の規定に基づき知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）が交付した二級建築士試験又は木造建築士試験に合格したことを証する書類
- (3) 法第4条第4項第1号又は第2号に該当する者にあつては、当該各号に規定する学校において、当該各号に規定する国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業したことを証する証明書(その証明書を得られない正当な理由があるときは、これに代わる適当な書類)
- (4) 知事が別に定める法第4条第4項第3号に該当する者の基準に適合する者にあつては、その基準に適合することを証するに足りる書類
- (5) 法第4条第4項第3号に該当する者のうち前号に掲げる者以外の者にあつては、同項第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを認定するために必要な資料となるべき書類
- (6) 法第4条第4項第2号又は第4号に該当する者にあつては、様式第1号の2の実務経歴書(同条第2項第1号に規定する建築実務の経験を記載した書類をいう。以下この号及び第13条第1項第4号において「実務経歴書」という。)及び様式第1号の3の実務経歴証明書(実務経歴書の内容が事実と相違しないことを使用者その他これに準ずる者が確認したことを証する書類をいう。第13条第1項第4号において「実務経歴証明書」という。)

第2条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第13条第1項の規定により同項第1号から第4号までに掲げる書類を知事に提出した場合で、これらの書類に記載された内容と免許申請書に記載された内容が同一であるときは、前項第3号から第6号までに掲げる書類を添えることを要しない。

第10条の3の表第2条の款中「第2条」を「第2条第1項」に、「知事」を「知事に」に、「同じ。」を「同じ。」に改める。

第10条の12第3号中「合格者一覧表」を「添付書類」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第10条の9第3項の規定は、前項の規定による書類の交付について準用する。

第11条第2項中「設計製図の試験」を「前項の設計製図の試験（次条第1項において「設計製図の試験」という。）」に、「学科の試験」を「前項の学科の試験（次項及び同条第1項において「学科の試験」という。）」に改め、同条第3項中「第1項に規定する」を削る。

第11条の2第1項中「、その申請により」を削り、「の後に行われる初めの2回」を「（以下この条において「学科合格試験」という。）に引き続いて行われる次の4回の試験のうち2回（学科合格試験に係る設計製図の試験を受けなかった場合においては、3回）」に改め、同条第2項を削る。

第13条第1項中「法第15条の6第1項の規定に基づき知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）を「指定試験機関」に改め、「（法第15条第1号に該当する者及び同条第3号に該当する者のうち同条第1号に該当する者に準ずるものとして知事が認める者にあつては、第1号から第3号まで及び第5号に掲げる書類）」を削り、同項第1号中「又は第2号」を削り、「当該各号に定める」を「同号に規定する」に改め、同項第2号中「第15条第3号」を「第15条第2号」に、「もの」を「者」に改め、同項第3号中「前2号」を「法第15条第2号に該当する者のうち前号」に、「法第15条第3号」を「同条第2号」に改め、「又は第2号」を削り、同項第4号中「様式第5号の建築実務経歴書」を「法第15条第3号に該当する者にあつては、実務経歴書」に、「その経歴を証する書類」を「実務経歴証明書」に改める。

第15条の8第2項中「合格者一覧表」の右に「並びに第13条第2項の規定による受験の申込みにおいて提出された書類」を加える。

様式第1号中

	合格通知の日付	年 月 日	合格通知の番号	第 号
	外国の建築士免許			

を  
「

	合格通知の日付	年 月 日	合格通知の番号	第 号
登録申請区分	1 学歴□ 3 実務□	2 学歴+実務□ 4 建築士法第4条第5項□		
登録申請区分が1又は2の場合のみ記入	学 校 名	学 部 ・ 学 科 名	入 学 ・ 卒 業 （ 修 了 ） 年 月	
登録申請区分が2又は3の場合のみ記入	建築実務経験期間の合計			
	年 月			
登録申請区分が4の場合のみ記入	免 許 の 名 称	免 許 者 名	免 許 の 年 月 日	資 格 認 定 書 の 年 月 日
			年 月 日	年 月 日

に改め、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とする。

様式第1号の次に次の2様式を加える。

様式第1号の2（第2条関係）

実務経歴書

私は、二級・木造建築士の免許・試験を受けたいので、建築実務の経歴を下記のとおり記載し、併せて第三者がこの実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。

私は、下記の事項が事実で、かつ、正確であることを誓います。

年 月 日

兵庫県知事 様

氏名.....  
(署名)

勤務先等				
勤務先 (部課名まで)	所在地 (番地まで)	在職期間の合計		
		年月～年月	年月数	
		年 月～ 年 月	年 月	
在職期間		地位職名	建築実務の内容 (建築士法施行規則第1条の2)	
年月～年月	年月数			
年 月～ 年 月	年 月			
建築実務の詳細			建築実務経験期間の合計	
			年 月	
(1)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	
			年月～年月	年月数
			年 月～ 年 月	年 月
実務経験の対象となる業務の内容 (用途、構造、規模、担当業務等をできるだけ具体的に記入してください。)				
(2)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	
			年月～年月	年月数
			年 月～ 年 月	年 月
実務経験の対象となる業務の内容 (用途、構造、規模、担当業務等をできるだけ具体的に記入してください。)				
(3)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	
			年月～年月	年月数
			年 月～ 年 月	年 月
実務経験の対象となる業務の内容 (用途、構造、規模、担当業務等をできるだけ具体的に記入してください。)				

(備考)

- 1 数字は、算用数字を用い、二級建築士又は木造建築士の免許又は試験の区分に応じて、該当箇所を○で囲んでください。
- 2 この実務経歴書は、勤務先（自営業を含む。）ごとに作成し、今までの建築に関する実務の経歴について登録に必要な業務内容を年代順に記入してください。

様式第1号の3（第2条関係）

実務経歴証明書

年 月 日

兵庫県知事 様

証明者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

①

電話番号（ ） ー 番

免許申請者・受験者との関係

下記の者が申請・申込みをした二級・木造建築士の免許申請書・試験申込書に添付された実務経歴書は、事実と相違しないことを証明します。

記

- 1 免許申請者・受験者の氏名
- 2 建築実務経験

(1) 建築実務経験期間の合計： 年 月

(2) 建築実務の内容：

(備考)

- 1 数字は算用数字を用い、二級建築士又は木造建築士の免許又は試験の区分に応じて、該当箇所を○で囲んでください。
- 2 この実務経歴証明書は、実務経歴書ごとに作成してください。
- 3 使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証明してください。

様式第5号及び様式第6号を次のように改める。

様式第5号及び様式第6号 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（次項において「施行日」という。）前に行われた二級建築士試験又は木造建築士試験（同項において「二級建築士試験等」という。）に合格した者に係る二級建築士又は木造建築士の免許の申請については、この規則による改正後の二級建築士及び木造建築士の免許並びに建築士事務所の登録に関する規則（同項において「改正後の規則」という。）第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前に行われた直近2回の二級建築士試験等のうちいずれかの二級建築士試験等の学科の試験（改正後の規則第11条の2に規定する学科の試験をいう。以下同じ。）に合格した者に係る学科の試験の免除については、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。